

中小事業者の脱炭素化促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府は、大企業を中心としたサプライチェーン全体での脱炭素化が進む中、一層のCO₂削減の取組みが求められている中小事業者に対して、脱炭素化の入り口となる省エネルギー診断の実施や省エネルギー・再生可能エネルギー設備への更新等（以下「設備更新等」という。）の効果的な取組みを支援することにより、中小事業者の自主的な脱炭素化の取組みを促進することを目的として、予算の定めるところにより、中小事業者の脱炭素化促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小事業者

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

一 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当しない者

ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する者

イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有する者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者

二 中小企業基本法の会社に該当しない法人であって、次のいずれかに該当する者

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の者

イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律181号）第3条、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項その他特別の法律に規定する組合及び連合会であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者

三 青色申告を行っている個人事業主

(2) 国補助金

別表1に掲げる環境省又は経済産業省の各補助金を活用して、省エネルギー診断の受診や設備更新等を実施する事業者に対し交付する間接補助金をいう。

(3) 省エネルギー診断

別表1に掲げる国補助金（1）のCO₂排出量削減余地診断及び診断結果に基づく脱炭素化策定計画の支援、並びに国補助金（2）のCO₂削減量診断をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、中小事業者が運営する工場・事業場を対象に、自主的な脱炭素化の取組みの促進に資する省エネルギー診断の受診及び設備更新等の効果的な取組みを支援する事業で、国補助金の補助事業と同一とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小事業者とする。

- (1) 中小事業者の運営する工場・事業場として、国補助金の交付決定を受けたもの（国補助金の交付申請を2者以上の事業者が共同で行った場合は、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とし、国補助金の交付を受ける代表事業者を補助対象者とする。）
- (2) 前号に掲げる工場・事業場を大阪府の区域内に有している者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める要件を満たす者

(補助金の交付対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要なかつ適当と認める経費として別表2に掲げるもので、国補助金の補助対象経費と同一とする。ただし、日当、飲食・弁当代は補助対象外とする。

- 2 補助金の額は、別表3に掲げるものとし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 要件確認申立書（様式第1-2号）
 - (2) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
 - (3) 誓約書（様式第1-4号）
 - (4) 国補助金の交付申請に係る書類一式の写し
 - (5) 国補助金の交付決定通知書の写し
 - (6) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の内容等の変更申請等)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(変更承認の特例)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表2の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して、別表1に掲げる国補助金（1）、（2）及び（5）は15%以内、国補助金（3）及び（4）は10%以内の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下承認申請書（様式第5号）により申請の取下げをすることができる。

- 2 国補助金に係る交付の申請を取り下げるときは、その提出の日から10日以内に、様式第5号により補助金の交付申請の取下げを申請しなければならない。
- 3 前各項の規定による補助金の交付申請の取下承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第6号）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する大阪府の会計年度の3月3日（ただし、別表1に掲げる国補助金（1）のうち設備更新補助事業Aは3月10日）のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前に補助事業を着手し完了した場合は、交付の決定を行った日の翌日から起算して30日以内に知事に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、次の第2号の書類については、入手した日の翌日から起算して10日以内に知事に提出するものとする。

- (1) 国補助金の実績報告に係る書類一式の写し
- (2) 国補助金の交付額の確定通知書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(検査及び現地確認等)

第11条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することができる。

(補助金の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第13条の規定による補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項及び第2項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合
- (2) 国補助金の交付決定が取り消されたとき

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、規則第16条及び第17条の規定により、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間または次条第3項に規定する期間のいずれか長い方の間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
取得価格が50万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「法定耐用年数」という。)

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助事業者の公表)

第16条 知事は、規則第5条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名(個人事業主は商号又は屋号)、工場・事業場の名称、所在地及びその他知事が必要と認めるものを公表するものとする。

(協力の依頼)

- 第17条 知事は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。
- (1) 大阪府が開催するセミナー等における省エネルギー診断の受診や設備更新等の効果的な取組事例の発表
 - (2) 大阪府ホームページ等における省エネルギー診断の受診や設備更新等の効果的な取組事例の掲載
 - (3) その他知事が必要と認める事項

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月4日から施行する。

別表1 国補助金

補助金区分	内容
(1)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)交付要綱(令和4年4月1日付け環地温発第2204017号)及び工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業実施要領(令和4年4月1日付け環地温発第2204017号。ただし、脱炭素化促進計画策定支援事業及び設備更新補助事業Aに限る。)に基づく補助金
(2)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業)交付要綱(令和4年1月24日付け環地温発第2201242号)及びグリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業実施要領(令和4年1月24日付け環地温発第2201242号)に基づく補助金
(3)	先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付要綱(20210127財資第5号。ただし、令和4年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係る補助事業者(執行団体)募集要項(令和4年1月19日)に掲げる間接補助対象事業のうち、(C)指定設備導入事業及び(D)エネマネ事業*に限る。)に基づく補助金

(4)	省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付要綱（20211208財資第24号）に基づく補助金
(5)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業）交付要綱（令和4年1月19日付け環地温発第2201192号）及びPPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業実施要領（令和4年1月19日付け環地温発第2201192号。ただし、（1）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業に限る。）に基づく補助金

※（C）指定設備導入事業と組み合わせて申請する場合に限り補助対象とする。

別表2 補助対象経費

1. 省エネルギー診断に係る補助対象経費（別表1に掲げる国補助金（1）及び（2））

経費区分	内容
人件費	支援機関*が省エネルギー診断を行うために必要な人件費
事務費	支援機関*が省エネルギー診断を行うために必要な旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費（飲食代は除く。）、賃金、雑役務費、外注費、共同実施費その他必要な経費で環境省が承認した経費

※ 環境省が採択した「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業登録支援機関」のこと。

2. 設備更新等に係る補助対象経費（別表1に掲げる国補助金（1）、（2）及び（5））

経費区分	費目	細目	内容
工事費	本工事費	(直接工事費) ・材料費	・事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料を含む。）
		・労務費 ・直接経費	・本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費 ・特許権使用料、電力電灯使用料、用水使用量、機械経費（労務費、材料費を除く。）
	(間接工事費) ・共通仮設費	・事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬・移動に要する費用、準備・後片付け整地等に要する費用、機械の設置撤去・仮道布設現道補修等に要する費用、技術管理に要する費用、交通の管理・安全施設に要する費用	
	・現場管理費 ・一般管理費	・請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費（労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費等） ・請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費	
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の経費
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	測量及び試験費		・事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費

			<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合は、これに要する材料費、労務費、労務保険料等の費用 請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合は、請負費又は委託料の費用
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
業務費	業務費		<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費 補助事業者が直接調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合は、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費等の費用 請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合は、請負費又は委託料の費用
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費

3. 設備更新等に係る補助対象経費（別表1に掲げる国補助金（3）及び（4））

経費区分	内容
設計費※	補助事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の設計費、システム設計費等
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造に要する費用
工事費※	補助事業の実施に不可欠な工事（据付等を含む。）に要する費用

※ 国補助金（3）の（D）エネマネ事業のみ補助対象とする。

別表3 補助金の額

補助金区分	補助金の額	補助金の額の上限
国補助金（1）のうち、脱炭素化促進計画策定支援事業	補助対象経費に5分の2を乗じて得た額以内	80万円
国補助金（1）のうち、設備更新補助事業A	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内	500万円
国補助金（2）のうち、CO2削減量診断事業	補助対象経費に10分の9を乗じて得た額から50万円を減じた額以内	40万円
国補助金（2）のうち、省CO2型設備等導入事業	定額※ ¹ に2分の1を乗じて得た額と補助対象経費に4分の1を乗じて得た額のうち少ない方の額	500万円
国補助金（3）のうち、（C）指定設備導入事業に係る指定設備	指定設備の定額補助額※ ² に2分の1を乗じて得た額と補助対象経費に4分の1を乗じて得た額のうち少ない方の額	500万円

国補助金（3）のうち、（D）エネマネ事業に係るEMS機器 ^{※3}	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額以内	
国補助金（4）	指定設備の定額補助額 ^{※2} に2分の1を乗じて得た額と補助対象経費に4分の1を乗じて得た額のうち少ない方の額	500万円
国補助金（5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備 2万円/kW（ただし、オンサイトPPAモデル^{※4}又はリースモデルで蓄電池を同時に導入する場合は2.5万円/kW） ・ 太陽光発電設備と併せて導入する定置用蓄電池^{※5} 定置用蓄電システムの目標価格^{※6}に6分の1を乗じて得た額と補助対象経費に6分の1を乗じて得た額のうち少ない方の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備 250万円 ・ 定置用蓄電池 250万円

※1 環境省が設定するCO2排出削減量に応じた額で、次式により算定する。

$$\text{定額 (円)} = \text{年間CO2削減量 (t-CO2/年)} \times \text{法定耐用年数 (年)} \times 7,700 \text{ (円/t-CO2)}$$

※2 経済産業省が設定する指定設備の種別・性能（能力等）毎の額のこと。

※3 （C）指定設備導入事業と組み合わせて申請する場合に限り補助対象とする。

※4 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該発電事業者が当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

※5 4,800Ah・セル以上の業務・産業用蓄電池を補助対象とする。

※6 経済産業省の「定置用蓄電システム普及拡大検討会」にて設定される目標価格のこと。